

「植民地」研究の一考察

—矢内原忠雄の「植民論」をめぐって—

石 渡 茂

1. はじめに

本稿は、日本「植民地」の研究のための視点を確立することを目的とし、そのために「分析的枠組」を構築することを検討するものである。第2次世界大戦の敗戦により、日本は明治以後に獲得した「植民地」を喪失した。したがって、現時点で日本の「植民地」を研究するということは、その対象が、戦前の日本の「植民地」となる。

人的資本の視点から、戦後における発展途上国の経済発展経路について考察したおりに、その国が戦前において西欧列国の植民地であったかどうかということが、大きな要因であることを指摘した。[石渡、1984年、41頁上段]

しかし、それは単なる指摘に留まり、これまで植民地について積極的に考察する機会が、筆者にはなかった。最近、「日本の植民地研究」を研究課題とした研究会が、身近な研究者の間で設立された。⁽¹⁾ 研究課題は多岐にわたっているが、植民地における神社強制参拝や創氏改名、被植民地人の強制連行による強制労働の問題が、当面の我々の課題として取り上げられている。後者の問題は、たいへんわれわれにとって身近な問題である。何故ならば、強制労働はわれわれの身近で起こったことであり、それ以上に、この問題は基本的人権問題と深く係わっているからである。旧日本軍の施設の多くは、これらの人々に課せられた強制労働によって建設された。旧池子弾薬庫(神奈川県返子市)を中心とした戦時中の地下壕建設について、強制労働の調査のための予算が市議会で承認され、1992年7月より調査が開始された。このことは、強制労働の問題が、戦後47年にしてやっと地方自治体により、公式に認知されたことを示しており、大変意義深いことである。⁽²⁾ また、日本各地にお

ける強制労働の調査報告がいろいろな機会に私的グループによりなされて、われわれの関心を集めている。

このような時代の流れの中で、日本の「植民地」を学問的に取り扱うには、どうしたらよいだろうかという課題に、われわれは直面する。本稿では、矢内原忠雄により展開された、植民および植民政策の研究を検討することにより、この課題を考察することにした。

2. 植民地の研究

植民およびその結果としての植民地は、人類の歴史とともに行われた人間の活動であり、その活動の結果生じた「社会的事実」である。[矢内原, 1963年a, 5頁]

「植民」の定義

矢内原によれば、植民の定義を構成する要件としては、「移住」、「統治権の延長」、「人口の移動」および「政治権力の延長」がある。第1の定義は、「移住」定着を持って「植民」を定義する説であり、第2の定義は「移住」に加えて、「統治権の延長」をもってする定義である。そして、第3の定義としては、「植民」を「移住」ではなくて、「人口の移動」と「政治権力の延長」を以てするものである。第4の定義は、「政治権力の延長」だけをもってするものである。矢内原は第2と第3の定義を1つの系統として、上述の定義を「植民」の定義の3系統と呼んでいる。[矢内原, 1963年a, 13-14頁]

矢内原自身は「植民」を、(1)社会群による(2)新たな地域における、(3)移住に伴う、(4)社会的経済的活動の、(5)社会現象である、と規定する。[矢内原, 1963年a, 14-23頁]そして、上記の「植民」の規定から、「植民地」を「社会群の移住に伴ふ社会的経済的活動のある地域は之を其社会群の植民地といふを得」と定義している。[矢内原, 1963年a, 26頁]しかし、ここで付言を要する点は、[矢内原, 1963年a]においては、他の定義にもとづく植民地の検討に十分な頁数を費やしていることである。その意味で、本書は植民および植民

政策の原論としての役割を果たすように意図されたものであるというべきである。事実、その後の矢内原の植民地に関する著書は、本書を基礎とした各論にあたるものであるという判断を筆者は持っている。また、このように「植民」および「植民地」を定義することは、以下に論じる矢内原の「植民地論」に対するスタンスに基づくものである。

「植民」の学問的研究

植民研究の学問体系における地位については、矢内原はこれまでの研究を(1)行政学または国家学の特殊部門とするもの、(2)政治学の一分科とするものの2つのグループに分類する。しかしながら、「植民」を上記(1)―(4)の要件を含む社会現象と規定する矢内原においては、「植民研究は経済学社会学政治学の特長部門であるが、その何れの一つを以ても尽くるものではない。植民なる一の特長社会現象は一の特長総合研究を要求する。」との主張となる。[矢内原、1963年a、24―25頁]

矢内原の提唱する植民研究は、今日用語を用いれば、きわめて学際的な学問分野であり、社会科学の各分野の専門家による共同研究を必要とするものであると換言できるであろう。⁽³⁾

3. 矢内原の「植民地」の研究

矢内原による日本「植民地」の研究の主要なものは、「矢内原忠雄全集」(第一、二および三巻)に収められている以下の著書、論文である。

「植民及植民政策」、有斐閣、1926年[矢内原、1963年a]

「植民政策の新基調」、弘文堂、1927年所収の2論文

「朝鮮産米増殖計画に就て」[矢内原、1963年b、692―724頁]

「朝鮮統治の方針」[矢内原、1963年b、725―744頁]

「帝国主義下の台湾」[矢内原、1963年c]

「満州問題」[矢内原、1963年d]

「南洋諸島の研究」[矢内原、1963年e]

以上のリストからも分かるように、矢内原によって朝鮮について単独の著書が書かれなかった。朝鮮に対する特に強い関心を持った矢内原が、何故書かなかったのか。それは、矢内原の植民地研究についての1つの検討課題であろう。

前述のように、「植民及植民政策」は、必ずしも日本「植民地」の研究を主題としたものではない。本書の成立に関連して大内兵衛はつぎのような興味ある経験を証言している。

「矢内原君の植民政策に関する最初の著書で、彼のライフワークの総論となっている『植民及植民政策』は1926年の作であるが、「生徒の一人」として「愛敬と感謝とを以て」、彼がこの書を新渡戸先生に捧げているのは右の意味できわめて自然である。矢内原君はこの本を書くために、丸三年間、朝八時半ごろから晩の四時半ごろまで、東大の経済学部の新しくできた研究室の二階の東側の真ん中の部屋に立てこもっていた。その奥の部屋には上野君がいたし、その口の部屋には舞出君がいた。そして、南側の部屋には私がいた。そしてこの四人は、それぞれ競争をするかのように、自分たちの講義のノートを作ったのである。そのうちで、一ばんなまけていていつまでもテキストを作り得なかったのがわたしで、一ばん手早くシステムチックなものを書きあげたのが矢内原君であった。それにしても今から考えて、「大小長短」の四人が打そろい気をあわせて、よくもあのように勉強したと思う。」

[大内、1963年、2頁上段]

1920年代中頃の東大経済学部の研究室における、舞出、大内、上野、矢内原という当時の若手研究者の切磋琢磨ぶりが、上記引用文から彷彿と浮かび上がってくる。それは、彼らにとって研究者としての「本源的蓄積」の時代であり、大変恵まれた研究環境(時と場所)であったであろう。後年全く別の道を歩んだ大内、矢内原ではあったが、研究者としてこのような時期を共有したことは、この書に対する大内の評価を多面的にしていることは、興味あると

ころであろう。そのことは、大内のこの書に対する書評に表れている。[大内兵衛, 1926年]

30数年前に書かれた書評の論点に対して、大内は、自負すらもっていることはその証左である。

「三十何年も前に書いたこの拙文を自賛するのは少し気はずかしいが、今日読み返して見ても、わたくしがこの本に対して寄せていた敬意、矢内原君の学問に対して出している善意の注文は、わたくしとしてよくもでかしたと自分にいいたい。わたくしは、矢内原君の新著をていねいに解説している。そしてその文献的研究の後をたんねんに追跡して、この本が、これまでの「植民政策学」に対して、全く革命的な新味であることを説いている。それにもかかわらず、矢内原君のシステムはシステムとしてなおバラバラな感じをうけるといい、そのことをいうために、矢内原君の植民の概念を捉えて、それに対して、わたくし自身のそれを対置しようと試みている。私自身のそれというのは、当時わたくしがマルクスのそれと信じていたものにほかならないのである。すなわちわたくしは、矢内原君に対して、せっかくのご勉強であるが、もう一歩マルクス主義またはレーニンの「帝国主義」に近づいて、それをバラバラにせずに、丸ごと、飲み込んでくれないかといっているのである。」

[大内, 1963年, 2頁下段-3頁上段]

この引用文の中で、大内は矢内原の著書に対して、彼の立場から適切な批評を展開している。その論点の一つは、この著書の「全く革命的な新味」と大内が呼ぶ点である。それは、これまでの日本の「植民政策学」が、日本の植民地支配の下僕に成り下がっていたという点に起因するものであり、また、学問的には当時の支配的な学説であった山本美越乃のアダム・スミス解釈に対する挑戦であったからである。[矢内原, 「論文解題」および「アダム・スミスの植民地論」, 1963年b, 535-538頁および659-691頁]もう1つの点は、大内

の学問的立場上当然のことであるが、マルクス経済学の立場からの一貫性を要請した点である。この点は、世代間の学問的継承という点で、その証人としての経験を、この比較的短い論稿で大内は2度にわたって言及していることとの対照で、興味ある論点である。その中の一つを引用しよう。

「この文の最後において書いている新渡戸先生の植民政策と矢内原君のそれとについての感想だけは、矢内原君に対する若き日の友情の記念として、ここに再録することをゆるしてもらいたい。というのは、これは日本の植民学の「本源的蓄積」の話であって昔話にすぎないが、こんな話を個人的体験として語り得るものは、一その光栄を僥倖し得るものは一わたくしにおいて、いまはほかにあるまいからである。」[大内、1963年、3頁上段]

そして、大内は上記の書評において、新渡戸と矢内原の間の主張の差と、学問的態度の差を認めた上でなお、両者の学問の間には、「歴史の継続」があり、「それは私の喜びである。」と結んでいる。[大内、1963年、3頁下段]

新渡戸の「植民政策」の講座の後任でありながら、新渡戸の推薦によらない矢内原の学問が、新渡戸の学問の歴史的継続であるとし、そのことを喜びとする大内が、マルクス経済学の一貫性を要請するということは、論理的矛盾であろう、そのことは別にしても、この大内の論稿は、「植民及植民政策」だけでなく、矢内原の学問の全体に対する解説として、われわれに貴重な情報を提供するものとなっている。

4. スミスの植民地論をめぐって

矢内原が「アダム・スミスの植民地論」を東京帝国大学経済学部における演習題目に選んだのは、1924年であった。そして、この論稿は

「学生諸氏と共に之を研究したる記念の意味もあって、右の表題の一文を稿し『経済学論集』第三巻第四号(大正十四年三月十五日発行)に掲げた。」[矢

内原, 1963年b, 535頁]

ものである。

スミスの植民地論解釈については、山本美越乃・長田三郎との間に論争が行われた。この論争の契機を与えたのが、上記矢内原論稿であった。植民地論では、この論争を「形式的植民地論」(山本)対「実質的植民地論」(矢内原)として論じられている。[村上, 1993年, 208-210頁]矢内原は、「植民政策の新基調」の「解説」において、

「私は私の最初の論文を基礎とし、之を書き改めた上本書に収めた。私は山本氏、長田氏に対する私の主張をば撤回して居ない。たゞ無用の刺を除き、論争的色彩を薄くし、且つ更に積極的に私のスミス観を展開するに努めた。私は植民研究の立場より見るもスミスは本当にえらいと思ふ。一つはその植民地問題研究の態度が実質的(筆者による強調)なる点にある。即ち植民地の世界経済に於ける地位、植民地の社会的経済的特徴、植民地社会関係の発展を実質的に研究した。私のスミスに感激する他の一つの点は彼の植民地政策が本国及び植民地の民衆の利益に立脚せることである。」[矢内原, 1963年b, 536頁]

と述べている。矢内原は、上記引用文に続いて、その後の植民地研究が、本国のための「戦略的見地」に立ったものとなり、「植民地社会現象の学問的研究」から離れてしまったために、「学問としても政策としても墮落」したと、断定している。矢内原の植民(地)論が、「全く革命的新味」(大内)を持ち得たのは、ここでの論争の中心課題となったスミス観にあるように思われる。と同時に、矢内原が、「植民」と「植民地」を区別して定義付けし、上記第2節で言及した矢内原の「植民」の定義は、スミス研究に基づく、矢内原のスミス観に深く根ざしていることが理解できよう。

矢内原は、スミスの植民地論を、「植民地建設の動機」、「植民地繁栄の原

因]、「植民地の利益」、「植民地の維持」という4つの節に分けて論じている。この節分けは、スミスの植民地論の主要点ともなっている。⁴⁾当然のことながら、矢内原はスミスの論述の不備についてコメントしており、個々の点で興味ある論述がなされている。しかし、本稿においてはそれらの点にまで言及することを避けて、矢内原の「結論」における「スミスの植民地論の特色」の「綜括」を紹介する。

- 1) スミスは、実質的植民の利益と形式的植民(植民地の政治的領有)の利益を区別し、前者が、人類の富の増進に対して持つ意義を強く認識し、実質的研究に力を用いた。
- 2) スミスは、1)の後に重きを置かないだけでなく、植民地本国および人類全体の利益を害するものであることを強調した。
- 3) 独占的植民政策は、本国内の少数者の私的利益を増進するが、国民一般にとっては、かえって不利益である。
- 4) 植民地の繁栄は本国の利益であり、その繁栄は自由より来る。本国の植民地に対する従属的領有支配関係は、従って、排除されねばならない。
- 5) 原住民問題については、スミスの詳論した点ではないが、植民地を「畏服」させるまでの発達向上により、解決される。
[矢内原, 1963年b, 638-639頁]

「綜括」の1)と2)は、実質的植民論と形式的植民論に関するもので、矢内原は、スミスの植民地論の実質的解釈を展開している。3)は自由(放任)主義(Laissez-faire)の国内的帰結であり、4)はその国外的帰結である。「綜括」の5)は「植民地終止論」に関わるものであり、スミスの論述の不十分なことを認めながら、矢内原はスミスの自由主義の理念を全面的に受け入れている。またスミスの植民地論についての山本との3つの論争点は、それぞれ「綜括」の1)と2)、4)と5)、および3)に関連している。[矢内原, 1963年b, 535頁]

5. 矢内原の「実質的植民論」をめぐる

矢内原の「実質的植民論」が、アダム・スミスの植民地論に依拠していることは、矢内原の「アダム・スミスの植民地論」からも明らかである。大内は、彼の「植民及植民政策」への書評において、最初に「実質的植民論」への批判を提出した。その批判は、別の形で[大内, 1963年]においても再述されている。本稿ではその批判を「マルクス経済学による一貫性の要請」と表現した。それは、矢内原がマルクス派経済学者の植民地論におけるローザ・ルクセンブルグの研究を、⁶⁾「植民者対原住民の社会的関係を研究する」もので、スミスにおいては不十分な点として評価しているからである。[矢内原, 1963年b, 536—537頁]

マルクス経済学との関連で、これまであまり触れられていないもう一つの点を指摘しておきたい。それは、「帝国主義」に関するものである。[矢内原, 1963年a, 77—88頁] 矢内原は、この節でシュンペーターの帝国主義について批判的に紹介し、また「現代の帝国主義は・・・資本主義の内在的論理より発展するものではない」というのがシュンペーターの帝国主義観であると要約している。[矢内原, 1963年a, 78頁] 矢内原は、レーニンの帝国主義の定義「帝国主義とは資本主義の独占的段階なり」の方を妥当なものとしているように思われる。⁶⁾ 矢内原は日本「植民地」分析において、「帝国主義」という概念を分析の方法論の中心においている。⁷⁾ 例えば、「帝国主義下の台湾」の書き出しにおいて、矢内原は帝国主義を次のように定義している。

「本篇は我植民地としての台湾問題の帝国主義的性質、若しくは帝国主義日本の植民地としての台湾を研究するを目的とする。ここに帝国主義といふは独占段階に於ける資本の対外的政治＝経済的支配拡張の運動を指す。」[矢内原, 1963年c, 189頁]

資本主義の独占段階における資本とは、金融資本のことである。矢内原は、「金融資本」という概念をフィルファードニングの業績の研究により、レーニ

ンの帝国主義の概念とともに使用している。⁸⁾

矢内原の「実質的植民論」は、[矢内原, 1964年]に表れた「唯物史観も一の社会科学的仮説としてまたその限りにおいてのみ、我らの偏見なき研究に値する」という彼の強靱な「相対的視座」から導出されたものであり、またその後の日本植民地研究における詳細な事実観察を可能にしたものである。矢内原の植民論は、かかる実証科学的基礎の上に構築されたものであり、彼の植民および植民地の定義は、日本「植民地」研究の作業仮説としての有効性を、今日なお持っているといえることができる。

6. 矢内原の日本「植民地」分析の特徴

矢内原の植民地分析の特徴は、すでにこれまでの節で言及したところである。本節では、彼の特徴をより明確にするために、[浅田, 1990年]による、「日本植民地研究史」の主要部分をなす矢内原の研究に対する文献的批判研究を考察しよう。浅田は、1節での「矢内原植民論の特徴」[浅田, 1990年326-376頁]において、「(一)植民, 植民地, 植民政策の概念規定」, 「(二)植民地統治策」, 「(三)植民地関係の自然的終止論」について論じている。本節では、初めの点について取り上げたい。

浅田によれば、矢内原植民論の特徴の一つは、「実質的植民論」であり、

「以上要するに、矢内原の「実質的植民」論は、植民国と植民地間の最大の問題である政治的支配従属関係の存在を極度に軽視する植民論であり、しかも、植民地問題の本質である民族問題の本格的分析を放棄するという重大な理論的欠陥をもつ植民論であった、といえるのである。」[浅田, 1990年, 331頁]

と結論する。また、矢内原の「植民」の定義に対して、浅田は、「このような植民の超歴史的把握は、植民の抽象的一般的利益の容認となり、ついでに、植民のもつ政治的、階級的性格の完全な無視となる。」とコメントする。[浅

田, 1990年, 332頁]

浅田によるこれらのコメントは、矢内原の学問的特徴を明確にするものとなっている。第1に、「分析的枠組」として、「政治的支配従属関係」を主要要素として取り上げることについては、矢内原は十分な検討を行った上で棄却している。その上での彼の選択の是非は、分析結果によって判断されるべきである。戦前の研究環境から、矢内原が彼の作業仮説を十分に検定するに足る情報を得られる状態になかったことは、容易に想像がつく。台湾における矢内原の現地調査が、多くの困難な事情のもとに行われたことが報告されている。[張, 1963年, 3頁下段—4頁上段]⁹⁾ 南洋諸島についても同様な事情にあった。第2に、「植民の超歴史的把握」についてである。矢内原の「植民」の定義は、歴史的な性格のものではあり得ない。「分析的枠組」、または仮説そのものが、歴史的な性格を持つことはあり得ない。われわれは、「分析的枠組」の下での仮説の検定を、長期分析として歴史的次元で行うことは可能である。しかし、そのためには、情報の入手可能性という研究条件が満たされることが不可欠である。残念ながら、矢内原がこれらの調査研究を行った時代は、その様な調査研究そのものが困難な時代であったことに注目する必要がある。第3に、これらの個々の問題とは別に、方法論上の相違を指摘したい。それは、いかなる理論をも「相対的視座」におくか、ある理論を「絶対的視座」におくかの選択である。「しかれどもわれらの科学的知識はすべて仮説の性質を脱し得ない。」[矢内原, 1964年, 97頁]という、矢内原の方法論的確信は、社会科学者としての彼を支えたものであり、彼の研究上の最大の特徴をなしているのである。

7. 結語

本稿は、「植民地」研究のための方法論の確立を目的としたものである。したがって、その主要目的は「分析的枠組」のための準備作業を行うことでもある。そのために、矢内原の研究業績を中心に検討することは、1つの作業仮説であった。これまでの検討から、この作業仮説は採択され得ると結論でき

よう。

朝鮮、台湾、満州、南洋諸島に関する矢内原の実証分析についての検討は、別の機会に譲り、本稿では全く触れなかった。そこまで検討の視野を広げることが、本稿の目的を逸脱するものであると考えたからであり、同時に、そのことを行うためには筆者には十分な準備がなされていないからである。戦前に行われた、矢内原のこれらの地域の実証分析を越える研究が、今後われわれにとって、可能であるかどうかの検討が必要である。そのための検討は、今後の課題とした。

注

*本稿は、故渡辺保男学長の追悼記念のために書かれたものである。「敗戦直後、無教会のキリスト教信仰に触れ、そのひとつの拠点であった今井館に聖書を学び、南原繁、高木八尺、矢内原忠雄、諸教授の信仰の感化を受けた。」「〔故人略歴〕、日本基督教団鎌倉雪ノ下教会における『渡邊保男葬りの祈り』にて配布。1992年2月2日」という経歴を持つ故渡辺教授を記念する論稿として、本稿のテーマは選択された。

また、故嶺山正道教授により設立された本学の大学院行政学研究科は、社会科学の学際的研究を目標としている。「植民地研究」は、その目標達成のための主要研究分野の1つであろう。今後の共同研究の発展を期待したい。

論稿の提出期限が実質的に延長されたために、最近の日本における植民地研究の成果である『講座近代日本と植民地』(全8巻、岩波書店、1992年11月以降)の主要なものを検討することができた。特に、[浅田、1990年]を示唆され、一部利用できたことは、本稿における別な視点からの植民地研究の検討を可能にし、「分析的枠組」の下での「仮説の検定」という方法論が、植民地研究においても有効であるという確信が得られた。

本稿の準備のために、矢内原先生の主要著書を初めて読む機会が与えられた。しかし、十分にそれらを読むことができず、誤った理解が本稿に含まれていることを恐れるものである。

- (1) われわれにとって身近な問題は、強制労働のための植民地からの労働力の強制移動であり、日本国内の多くの軍事工場の地下壕の建設や鉱山での労働である。また、植民地キリスト者の神社強制参拝等による弾圧ももう一つの問題点である。さらに、植民地で行われた刑事裁判の膨大な記録の存在は、資料の所在確認、データ・ベースの構築、国際的な共同研究等の可能性をわれわれに与える。ま

た、これらの文書の形を取るものとは異なり、植民地時代の生き証人の面接調査という、時間制約を持った課題を負わされている。

これらの課題にどこまで対応できるか、われわれの能力をはるかに超えるもので、しばしば啞然自失の状態になることが多い。しかし、これらの課題の解決に向かって一步一步前進することが、人権と平和を大学創立の理念とする国際基督教大学に連なるものとしての権利であり、義務であろう。

- (2) 逗子市市役所には、電話で強制労働の調査のための予算の市議会での承認の事実を確認し、同時にその後の調査の進捗状況、調査終了時期等について、担当の平和都市推進課の方から伺った。旧池子弾薬庫だけでなく、逗子市に散在するその他の旧海軍の施設も、今回の調査対象になっているとのことであった。その後、2度にわたり貴重な収集資料の送付を受けた。
- (3) 矢内原のこの指摘は、我々に大きな奨励と責任を与えるものである。
- (4) アダム・スミスの「国富論」における「第6編第7章植民地について」は、「新植民地建設の動機について」、「新植民地の繁栄の諸原因」、「アメリカの発見、および希望峰經由での東インド諸島への経路の発見から、ヨーロッパが導出する諸利益について」の3節から成り立っている。従って、矢内原の上記の論稿が、スミスの議論の順序に従っていることが理解できる。[Smith, 1954, pp. 54-137]
- (5) 美濃部によれば、1924年の「植民政策」の講義は、理論面ではルクセンブルグの再生産方式解釈についてであり、「帝国主義諸国の植民地への進出が必然的なものであることを理論的に立証されようとしておられたようである。」と証言している。[美濃部亮吉, 1963年, 6頁上段]
- (6) レーニンの帝国主義の特徴として、矢内原は5点に要約している。「一、生産及び資本の集中が高度の発展段階に達し経済生活に対して決定的なる独占を作り出せること。二、銀行資本と産業資本とが融合し、この金融資本の基礎の上に金融寡頭政治の成立せること。三、商品輸出に代わって資本輸出が重要となる意義を得ること。四、資本家の国際的独占団結が成立して世界を分割せること。五、資本主義強国間の世界的領土分割が集結したりと見得ること。」[矢内原, 1963年a, 85頁]
- (7) 矢内原は、マルクス主義を支える唯物史観に関する論稿で、次のように述べている。このことに十分な注意を喚起しているのは[大家久雄, 1964年2頁下段]である。

「しかれどもわれらの科学的知識はすべて仮説の性質を脱しえない。仮説は立ちまたふれる。・・・唯物史観も一の社会科学的仮説としてまたその限りにおいてのみ、我らの偏見なき研究に値する。」[矢内原忠夫, 1964年, 97頁]

矢内原は、全ての社会科学的理論を、検定されるべき仮説としてのみ容認している。換言すれば、相対的視座をあらゆる経済理論に対して持ち得た、強靱な経済学者であったといえよう。

- (8) 矢内原によるフィルファージングの研究が、彼の植民地研究にどのような役割を演じているかについては、この分野の専門家の評価を待たねばならないである

う。美濃部によると、フィルファージング『金融資本論』は矢内原の外国書講読でドイツ語で読まれ、2年間をかけてほぼ読み通したようである。また、レーニンの『帝国主義論』は、矢内原の演習のテーマで、美濃部はこの演習にも参加したので、「三年の大学生生活は、矢内原先生に教えていただきに本郷に通ったといっても言い過ぎではない。」という状態であった。当時は関東大震災後で、矢内原は『植民及植民政策』の準備中の時期であり、この時期に講義ではルクセンブルグ、外国書講読ではフィルファージング、そして演習ではレーニンを採り上げていたことになる。[美濃部、1963年、6頁下段、7頁上段]

なお、フィルファージング『金融資本論』の原著は、Hilferding, Rudolf, *Das Finanzkapital-Eine Studie ueber die juengste Entwicklung des Kapitalismus*, Vienna, 1910.

であり、訳書として筆者の手元にあるものは、以下の2種類である。

林要訳、『金融資本論』、弘文堂書房、1927年。

岡崎次郎訳、『金融資本論』、上、中、下巻、岩波文庫5401-5403、岩波書店、1955年(絶版)。

- (9) [張、1963年、4頁上段]において、「本書は出版後、かんじんの台湾においては発売禁止になり、従って当時台北高等学校で勉強していた私は、・・・矢内原先生の名前及び本書の存在については昭和九年東大へ入学するまでは存じなかった。」と述べられている。ところが、[中村、1993年、3頁上段]によると、台北帝国大学では「当局の思惑をよそに少なくとも大学の空気は自由、矢内原さんの『帝国主義下の台湾』なども、学内では楽に買えた。」ということであった。

参考文献

- 浅田喬二、1990年、『日本植民地研究史論』、未来社。
- 張漢祐、1963年、『帝国主義下の台湾』刊行にちなんで、『矢内原忠雄全集月報』、3、第2巻、5月、1-4頁。
- 石渡茂、1984年、『近代経済成長』の比較研究—バングラデッシュと日本の経験を中心として—『アジア文化研究—アジア社会の近代化再考察—』、14、国際基督教大学、2月、37-48頁。
- 美濃部亮吉、1963年、『矢内原先生』、『矢内原忠雄全集月報』、10、第10巻、12月、6-7頁。
- 村上勝彦、1993年、『矢内原忠雄における植民論と植民政策』、『岩波講座近代日本と植民地—統合と支配の論理』、4、岩波書店、205-237頁。
- 中村孝志、1993年、『台北帝大のころ』、『岩波講座近代日本と植民地月報』、5、岩波書店、3月、1-3頁。
- 大内兵衛、1926年、『矢内原教授の『植民及植民政策』』、『経済学論集』、第5巻、第二号、9月。

- 大内兵衛, 1963年, 「日本植民学の系譜」, 『矢内原忠雄全集月報』, 1, 第1巻, 1-3頁。
- 大塚久雄, 1964年, 「矢内原先生における信仰と社会科学」, 『矢内原忠雄全集月報』, 16, 第16巻, 6月, 1-3頁。
- Smith, Adam, 1954, *The Wealth of Nations*, Every Man's library, 2nd vol., London: J.M.Dent & Sons Ltd. (First published 1776-8).
- 矢内原忠雄, 1963年a, 「植民及植民政策」, 『矢内原忠雄全集』, 岩波書店, 第1巻, 1963年, 1-518頁(『植民及植民政策』, 有斐閣, 改訂第4版, 1926年)。
- 矢内原忠雄, 1963年b, 「植民政策の新基調」, 『矢内原忠雄全集』岩波書店, 第1巻, 519-766頁(『植民政策の新基調』, 弘文堂, 1927年)。
- 矢内原忠雄, 1963年c, 「帝國主義下の台湾」, 『矢内原忠雄全集』, 岩波書店, 第2巻, 177-480頁(『帝國主義下の台湾』, 岩波書店, 1929年)。
- 矢内原忠雄, 1963年d, 「満州問題」, 『矢内原忠雄全集』, 岩波書店, 第2巻, 481-684頁(『満州問題』, 岩波書店, 1934年)。
- 矢内原忠雄, 1963年e, 「南洋諸島の研究」, 『矢内原忠雄全集』, 岩波書店, 第3巻, 1-458頁(『南洋諸島の研究』, 岩波書店, 1935年)。
- 矢内原忠雄, 1964年, 「マルクス主義とキリスト教」, 『矢内原忠雄全集』, 岩波書店, 第16巻, 1-136頁(『マルクス主義とキリスト教』, 角川書店, 最終版, 1956年)。